

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻43号 90/7 (1部100円) 発行人 玉本 格
 市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
 市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

日程/第29回審理 9月3日(月)AM10:00～ 小林証人反対尋問

参加をお願いいたします。

ひき続き反対尋問で追及していきますので多数の方々の傍聴に明らかにさせていくことになります。

去る六月二二日、処分者側小林前管理部長に対する反対尋問が分銅弁護士により行なわれました。市民・会員・争議関係者県下各地の兵高教組組合員等多数が傍聴席を埋める中、一九八六年秋の河村・深沢両先生に対する停職処分について尋問が行なわれました。処分者側は「教員の勤務時間の割り振りは九月一日に周知徹底、職員の異議もなかった」と主張してきましたが、当時の職員会議記録を証拠として提出し、全員の職員が押しつけに反対した事実を明らかにしました。更に一二月までは勤務時間の弾力的運用がなされ、授業終了後とくに校務がなければ研修で退校することが認められてきたことを証言させました。その上で、組合役員二名のみがなぜ「無断職場離脱」として処分対象になるのかを問い質す中で、「組合用務で火曜日に出ることだけが認められなかった」との証言をひき出しました。

本件処分がまさに組合役員のみを狙うに似た不当労働行為であることを認めさせたといえます。他方で、「全教員を対象に、毎日管理職が全校舎を見回り不在確認をした」との証言は、「処分の公正さ」よりもむしろ二名を狙ったのデッチ上げのつじつま合わせでしかなく、次回審理でその不当性を徹底的に明らかにさせていくことになります。

第二七回公開口頭審理 一般教員の退校は承認しても 組合用務の役員は処分と小林証言

市芦救援会事務局

も／く／じ

第27回公開口頭審理

一般教員の退校は承認しても組合用務の役員は処分と小林証言	市芦救援会事務局	1
労使慣行を一方的に破棄し組合つぶしの処分デッチ上げ	市芦救援会事務局	2
投稿「アウシュヴィッツ」―「不公平委員会」	加賀寿子	7
傍聴記 小林証人語録その分析	神戸 K	8
9・9市芦救援会第三回総会のご案内		9
芦屋教育を問う 第8回芦屋教育井戸端会議のご案内	芦屋の教育を考える市民の会・市芦救援会	10

各地のたたかいから

奈良西局『日の丸』公平審で大勝利!	東灘局「解放研ニュース」No411より	11
お母さん そんな会社やめ!	ブックローン労組機関紙「季節風」より	14

第二七回公開口頭審理報告

労使慣行を一方的に破棄し
組合つぶしの処分デッチ上げ

市芦救援会事務局

一方的に勤務の割り振り変更

分銅 証人は、勤務の割り振りについては、周知徹底をさせていたと校長から聞いている、さらに、職員から特にそれへの異議はなかった、だから周知徹底していると考えていたことでしたね。

小林 はい。

分銅 六一年九月一日、発表された時に異議があったかなかったかについて校長の報告は。

小林 特に異議はなかったと聞いている。

分銅 甲第八八号証（職員会議記録）、校長がこの日正規の勤務時間を貼った、周知されたとなってるが、休憩時間の変更になってる事で、交渉事項なのに一方的に押しつけるのはいかんと、大分、抗議がなされてますが。

小林 それは聞いてません。

分銅 勤務時間の変更は、学校長から申し入れがあったと証人は答えてますね。

小林 はい、打合せの中で、議論されました。

小林 それは……

分銅 この議事録では、校長は市教委に対して、教員の勤務時間の特殊性、慣行があるの従来どおりに言ったが、市教委からダメといわれたと、職員会議で答えて、そういうことでもめてるんです。

小林 いや、もめたんですか。

分銅 二月八日から現実にはこの勤務時間表どおり実施されたんでしょう。そのときもまたもめたんじゃないですか。

小林 二月一日から実施するということが言ったところ、その後、組合から市教委に申し入れがあり、話し合いをして、それがまとまった結果、

申立人 まとまったんがう！席をけて出ていったやないか！

小林 話し合いして、二月一日からは実施できなくて、若干おくれたと報告をうけてます。

分銅 交渉はまとまったんではなくて決裂して、二月八日から実施された。

小林 決裂したとは聞いてない。

分銅 決裂したが一方的に市教委がその割り振りどおりにやれと、

小林 そうは聞いてません。

分銅 その勤務時間は、九月一日から実施されたと処分側は主張されてますが、実際には二月八日から実施されたことになるでしょう。

分銅 このときの校長発言では、強力な指導を市教委から受けたと記載されている。市教委の方が、従うように指導しろと校長に指導されたのでは。

小林 ……………

分銅 そういう指導はされてませんか。

小林 あの……最終的には市教委で勤務の割り振り権限をもってるので、そのようにしてほしいと言ったことはある。それを強力な指導といえそうになると、校長はそう受けとめたんだと思う。

分銅 このとき、最終的には従来どおりの慣行どおりでいいと校長が言われたと聞いてますが、それは聞いてませんか。

小林 従来どおり？

分銅 一応、勤務時間について、九月一日の割り振りにするが、例えば午前の自宅研修、授業終了後の帰宅時間等についても従来慣行どおりでいいという発言をされてると。

小林 その話はおかしい。九月一日は貼り出しましたし、正式に通告してるので、そういう

小林 ……いや、そうとは思いませんが。

傍聴人（以下傍と略）

いまそない言うたやないか（笑）

小林 九月一日から実施するという事で、ただ、全員が一〇時出勤で来てたわけではありませんでね、

傍 あたりまえじゃ！そんな学校あるか（笑）

小林 少くとも九月一日からの割り振りで職員は出勤しておったと、それは何人かの先生が一〇時出勤しておったかそこまで知りませんが、それが全員そういうことのないようにしたのが二月という意味です。

教員の勤務実態も知らず

分銅 勤務についてこの表のとおり実施すると処分側がきちんと職員会議で通告したの、少くとも二月八日ではないですか。

小林 いや、九月一日から実施すると正式に通告してますから。

分銅 ではどうして、先ほど二月一日から実施したいんだと、一月の職員会議で校長が通告したということをお認めになったでしょう。

小林 えっ、いやいや……

分銅 一〇時出勤は認めない、実施は二月一日と言ったが、組合との交渉でズレ込んだと証言されたでしょう。ということは、一二

うことを校長が言われるとは思えません。感想として言われたのかもしれないが。

分銅 当日は、市教委からの指導でやむをえずこういうことをするんだというニュアンスで言われたと聞いてますが。

小林 一日から変更と、貼り紙をして皆に言ったと、意見は当然あったとは思いますが。

分銅 九月一日の報告した内容について校長からどういう状況だったか聞いてませんか。

小林 とくに聞いてません。

交渉決裂で押し切る

分銅 この問題については、さらに一月一日の職員会議で、二月一日から、九月一日にはった勤務時間どおりに実施してもらうという予告をされて、職員会議でもめてます。

小林 知りませんが、二月ははじめから午前一〇時出勤については改めると校長が言った話は聞きましたけど。もめたかどうか知りません、聞いてたかもしれません。

分銅 これについても市教委が強い指導をされたのでは。

小林 一〇時出勤については以前からいつてきた。

分銅 校長はその時に慣例もあるので従来どりにしてほしいとは言ってませんか。

月八日、初めてこの勤務時間の割り振りが実施されたことになるんじゃないですか。

小林 いやいや、そうでは……

分銅 そんなに明確でないままなされていた、これが実態じゃないですか。

小林 いえ、ちがいます。一〇時出勤されてる先生がおられる、それを改めると、二月一日から一〇時出勤は認めないというように改めて通告をして、結果として実施をしたということです。

分銅 一〇時出勤といっても、一時限目の授業がなくても、教材作成などでもっと早くから来る先生もなんぼなというわけでしょう。

小林 それはおられると思います。

分銅 教師の勤務実態について、余り証人はご存知なかった。

小林 いやいや

傍 知らんやないか！

分銅 市芦の教師が時間外をどのくらいしてるか、教材づくりのために何時から出てきていたか、そしてたまに一〇時から出てくることがあると、そのへんのこと調べたこともないんです。

小林 いや、校長からはいろいろ聞いてましたけど、朝早くからとか、夜おそくとかいうのは、常に校長の時間外命令によってやられてたかどうかという問題があるわけ、傍 教師は全部校長命令で動くんか！

されたことないんですか。
 小林 ちょっと覚えてないですね。
 傍 それでよう処分しとんないか！
 (以下、八九号証三六六まで、一九八六年度分の時間割まで順次示して、支部執行委員について火曜日午後に授業がないようにしてあることを証明する)
 分銅 労使慣行という主張に対し、以前の取り扱いがどうか調べたことはないわけですね。
 小林 いや、校長から話は聞いてます。
 分銅 学校側として特にこれを禁止してなかったということに、
 小林 いや、認めてないんですけども、
 分銅 いっ頃から認めてないと前田校長は言ってたんですか。
 小林 さあ、ちょっと覚えてないです。
 傍 注意してきてない！
 分銅 認めてないというなら、出ることについて出てはいけないとか、言ってるということとは聞いたんですか。
 小林 いや、そこまでは知りませんが、校長としては認めてないが出ていくのは困るとの相談やっただと思います。
 分銅 なぜ困るんですか、授業に支障とかでるんですか。
 小林 授業がなかったらどこにおってもええということにはならへんでしょう。
 傍 拡大解釈するな！

(笑)、そういうことも話の中に出たと。
 分銅 あなたはその時に、年休手続を出すように指導されたということですね。
 小林 はい。
 分銅 市教委として、組合活動について、勤務との関係で、どういう点を許すとか、配慮は、
 小林 それはしてません。
 分銅 市の職員組合のほうは、組合活動のための一定の保障をしていることはご存知ですね。
 小林 ……具体的に言っ下さい。
 分銅 組合休暇のようなものを認めますね。
 小林 というのは
 傍 白々しいな。
 分銅 市の管理職手帳にも書いてあるでしょ。
 小林 どういう意味で言うておられるのかちよっとわからんから、
 分銅 役員に対して、特に組合活動のために必要な活動をするための時間を認めてませんか。
 小林 組合休暇ということで、執行委員に何日かの休暇を認めています。
 傍 知ったらはじめからいわんかい！
 分銅 組合活動をそういう形で保障してるんでしょう。
 小林 いや、保障かどうかわかりませんけど、傍 どういう意味や！せなアカンもんやろ！
 小林 いえ。
 小林 授業を… うるさいね、もう(爆笑)
 分銅 前田校長から、そういう形で時間割にも明示されて出ていったことは聞いてましたか。
 小林 はい。
 小林 授業を… うるさいね、もう(爆笑)
 分銅 勤務時間内は学校にいるのは原則ですが、市の職員組合の役員への保障があることからして、検討しようという考えは。
 小林 別問題です。
 分銅 認めない理由は。
 小林 何も慣行として認めてない。
 分銅 組合出張と時間割に書いて出しても文句を言っただけ事実確認は確かでしょう。
 小林 校長からの問題提起で、私の方も翌年には認めないとはっきり言ってるわけで、その限りでは、今までヤミ慣行であったことは認めないわけやね。
 分銅 ヤミ慣行という形で慣行であったことは認めるわけやね。
 小林 いや、あの… 勝手にずつと行かれてたのがずっと続いてたにすぎんということ。
 分銅 それに対して市教委も特に文句を言っただけなかったことも事実。これは慣行ですね。
 小林 いえ、認めてません。
 分銅 認めない理由は。
 小林 勤務時間中に職場を離れることは認め

てないし、地公法に違反する。
 分銅 すると、火曜日の午後だけ出たらいかに組合に言ったのか、それとも他の職員にも注意したんですか。
 小林 当然、勤務時間中やね、職務専念義務があることは承知してるはずですからね。
 傍 誰が説教せえ言うてん(爆笑)
 分銅 あなたは先ほど来の証言で、一〇時から…
 小林 ちょっと、証言できませんわ。
 傍 またや、何いうてんねん。
 分銅 あなたが矛盾だらけの証言してるから、一〇時出勤は、二月八日まで認めていた。
 小林 証言できません。冷静な判断ができませんから。
 傍 どこが冷静や、ムキになるなよ(笑)
 在問代理人 答えに詰まってるからああ言ってるんですよ、この人。
 分銅 一二月までの間は、組合の火曜日のことを除けば、一〇時に来ること、午後に授業がなければ早く帰ることについて、認めたのが市教委の立場でしょう。
 小林 一〇時出勤については再三改めてほしいと言っただけ、三時五七分以降、特に用務がなく、それまで正常な勤務してる場合は、帰ることも認めていた。
 分銅 そうですね、すると組合の用務で火曜日に出勤するだけが認められなかったという

分銅 そうすると、校長が時間外の命令を出さなければ、教師が生徒のために、校外に家庭訪問に行ってるとか、遅くまで教材づくりのために残るとか、これは教師が勝手にやってることですか。
 小林 いや、そういうことを言ってるのでは、傍 言うてるやないか！

組合休暇も知らぬとぼける

分銅 職場離脱の件について、五九年の秋に校長からの話で知ったとの証言ですが、そこで、定期的に離れるということに困っているという話だったと、これはいつのことですか。
 小林 毎週火曜日であったと。
 分銅 誰が職場離脱をするということですか。
 小林 河村先生です。
 分銅 他の職員も出るということではなくて、組合の支部の執行委員が定期的に火曜日に職場離脱をするという話として聞かれた。
 小林 いや、何か特定したような話…話の内容も覚えてませんが…
 傍 それで処分しとるやないか！
 分銅 証言では、定期的に、火曜日に、河村さんが出ると、これは、組合業務で職場離脱をする者がいると、それは困るという相談をうけたということになりますね。
 小林 何かそれらしい強調してはりも「けど

(笑)、そういうことも話の中に出たと。
 分銅 あなたはその時に、年休手続を出すように指導されたということですね。
 小林 はい。
 分銅 市教委として、組合活動について、勤務との関係で、どういう点を許すとか、配慮は、
 小林 それはしてません。
 分銅 市の職員組合のほうは、組合活動のための一定の保障をしていることはご存知ですね。
 小林 ……具体的に言っ下さい。
 分銅 組合休暇のようなものを認めますね。
 小林 というのは
 傍 白々しいな。
 分銅 市の管理職手帳にも書いてあるでしょ。
 小林 どういう意味で言うておられるのかちよっとわからんから、
 分銅 役員に対して、特に組合活動のために必要な活動をするための時間を認めてませんか。
 小林 組合休暇ということで、執行委員に何日かの休暇を認めています。
 傍 知ったらはじめからいわんかい！
 分銅 組合活動をそういう形で保障してるんでしょう。
 小林 いや、保障かどうかわかりませんけど、傍 どういう意味や！せなアカンもんやろ！
 小林 いえ。
 小林 授業を… うるさいね、もう(爆笑)
 分銅 前田校長から、そういう形で時間割にも明示されて出ていったことは聞いてましたか。
 小林 はい。
 小林 授業を… うるさいね、もう(爆笑)
 分銅 勤務時間内は学校にいるのは原則ですが、市の職員組合の役員への保障があることからして、検討しようという考えは。
 小林 別問題です。
 分銅 認めない理由は。
 小林 何も慣行として認めてない。
 分銅 組合出張と時間割に書いて出しても文句を言っただけ事実確認は確かでしょう。
 小林 校長からの問題提起で、私の方も翌年には認めないとはっきり言ってるわけで、その限りでは、今までヤミ慣行であったことは認めないわけやね。
 分銅 ヤミ慣行という形で慣行であったことは認めるわけやね。
 小林 いや、あの… 勝手にずつと行かれてたのがずっと続いてたにすぎんということ。
 分銅 それに対して市教委も特に文句を言っただけなかったことも事実。これは慣行ですね。
 小林 いえ、認めてません。
 分銅 認めない理由は。
 小林 勤務時間中に職場を離れることは認め

慣行の調査もせず

分銅 すると、市芦の先生についても、火曜日の午後に出ていくことについて、慣行ができていたのかどうか、校長からいろいろ聞かれる必要はあったでしょう。少くとも年休を出せという指導をするためには、従前の扱いはどうなっていたか聞かないと。
 小林 聞いたか聞いたか聞かないと。
 分銅 従前の扱いは
 小林 何回か協議はしたと思いますが、はっきりここでは覚えてません。
 傍 ええかげんなこというな！
 分銅 甲八九号証の一、四七年度の時間割で、安藤さんが支部執行委員で、火曜日に授業がないような形で出ています。聞いてませんか。
 小林 知りません。
 分銅 八九号証の二、火曜日の鈴木先生のところ、四六限目が組合出張と書いてある。深沢さんも同じ、これを市教委に出してた。こんな資料あるでしょう。
 小林 これは見たことないですね。五一年度。傍 情報収集の小林君が(笑)
 分銅 ずっと古くから、支部執行委員が、こういう時間割をいつも出して、チェックを受けたこともなく今までできてますから、慣行だと組合はいってるんです。時間割を見るとか

ことになりますね。
小林 そうですよ。

年休指導をしたが結果は知らぬ

分銅 支部に出ることで困るということを書いたのは。

小林 校長が六〇年四月から。

分銅 それまでは別に異議を言っていない。

小林 いや、常に言っていたかどうか。

分銅 河村さんは校長に連絡して出ていってると、それについて異議を言っていなかったらこれは学校が承認してたんじゃないですか。

小林 それまでは、そういう形で仕方がないというぐあいに校長が思っておられたんだらうと思う。

分銅 六〇年一月の交渉の場では、一応通告しておきますという程度でした。

小林 いや、所定の手続きをして出るように。

分銅 では、校長は年休指導をしたんですか。

小林 いや、ちょっと私、余り覚えてない。

分銅 そういうことを言い出したのは、六〇年四月ごろからで、それまでは校長は河村さんに何も言っていないのでは、報告は。

小林 そこまではちょっと、聞いてません。

分銅 六〇年五月八日の団交では、

小林 所定の手続きをとるようにと。とらなければ厳正な措置もすると言ったと聞いている。

分銅 甲第九〇号証(組合ビラ)、これに、五月八日の交渉について、「年休を出せと言われたが、反論すると市は全く答えられず」ということが記載されて、結局、「改めて検討し直すということで一応引込み、当面現行のままになる」という記載されています。

分銅 それで、河村さんに年休を出せとかいうことを指示したことはあるんですか。

小林 校長には言うておりました。

分銅 校長がそれでどうしたかの報告は。

小林 注意しましたと、出すようにいうたことは聞いてました。

分銅 いつ聞いたんですか。

小林 いつとは覚えてませんが、注意したと。

分銅 その後、六〇年九月、報告書が来たと。

小林 四月以降の無断で出られることで、その日時も書いてあった。

分銅 何か資料は。今回の学校日誌とか。

小林 学校日誌とか、そんなものはなかった。

分銅 記録について、確認は河村先生だけか、それとも教員全体について確認しろという指示を出されたのか。

小林 他の教員は無断で出ていく人はいないという聞いてましたから。

分銅 九月の報告書に基づいて具体的指導は。

小林 校長にくり返し注意するようにと。

分銅 河村さんに特に。

小林 特にしてません。

分銅 理由は。

小林 校長が常に注意してらるので十分だと。

分銅 では六一年四月まで、一年間、支部にいったことになりすね。

小林 はい。

分銅 ではなぜ六一年四月に河村さんの処分をしなかったのか、処分は六一年九月でしょう。前の執行委員のことが主になってますね。

小林 いや、七月、九月も出てますし。

分銅 六一年四月、六月の交渉でも注意してませんね。市教委として別段言わなくてもいいというふうに考えていた。

小林 はい。

毎日全校舎を見廻り全教師を確認

分銅 六一年九月一日付で河村・深沢両教諭の無断職場離脱についてという乙五号証、不在確認の方法は。

小林 実際、見たけどいなかったと。

分銅 どういう方法で見たという説明ですか。

小林 学校を見回っておらなかったと。

分銅 河村さんだけ確認したんですか、ほかの人も皆、確認したんですか。

小林 全体の確認をしていると聞いてます。

分銅 そら大変や(笑)

分銅 どういうところにいるか、学校内かなり広いですね、部屋もたくさんありますね、

校長は不在確認ということで校舎全部回ったと、あなたはそう聞いているんですか。

小林 はい。

分銅 これは火曜日だけです、他の日も。

小林 大体ずっとまわっておったと聞いている。

分銅 毎日、校長は一定の時間になったら各

教師がいるかどうか確認してたと、報告をうけているんですか。

小林 はい(笑)

分銅 そんなことできるわけないやろ!

分銅 深沢さんの場合も校長が皆、見回った。

小林 校長だけやないですよ、教頭、事務長。

投稿

「アウシュビッツ」―「不公平委員会」

加賀 寿子

梅雨の晴間、日傘が欲しい程に暑い日、はじめて「公平委員会」なるものに出席した。興味津々でこの日を迎えたものの、三〇分ほど遅れてしまった。会場の外で〇先生から傍聴券を手渡される。「アレ?」と一瞬おもう。裁判のようだ。公平委員会の開かれている教育委員会分庁舎にも初めて入るが、温かみを感じない建物だと思いつつ三階に上る。

少々緊張気味に部屋のドアをそおくと開けて入る。椅子に腰を下ろしておもむろに会場を見廻すが、二、三名の女性がいるものの男性ばかり。イヤな感じ。最近知り合った市芦の先生方が窓側に座っている。証人之間にして教育委員会の関係者が対している。市芦の先生方とは、今春、芦屋で「心に刻

むアウシュビッツ展」を開催した折、企画段階で出会う。最大の差別である戦争を憎み、また、それを行なう人間(自分も含めて)への肉迫、権力、体制、組織などなど、今を、そしてまた身近かなことがらにひきよせながらの「アウシュビッツ展」は、市芦の先生方の存在なくしては中味を獲得できなかったのでは……と思っていたが、公平委員会を傍聴して、まさにこのことを確信する。

この日、九〇分、後に座ってジッと事の次第を見届けていたが、芦屋で今「アウシュビッツ」が行なわれている。私の目の前に居る市芦の先生方は、「アウシュビッツ」の体現者だと思ふ。現在の体現者ゆえに「アウシュビッツ展」がよそことにならなかった。

分銅 毎日確認してるのは校長、教頭、事務長、すると確認したら記録残ってますね。

小林 いえそんなことまではしてない。

分銅 何のために記録も残さないのに確認だけ回ったんですか。

小林 それは知りません。

アウシュビッツ収容所では、人間を労働出来る者と出来ない者にとに揀別し、管理し、人権を奪い、生きる希望を奪う。果ては殺す。教師を組合員とそうでない者にとに揀別し、組合員は別途管理し、無断職場離脱を理由に教職を奪い、子どもたちとひき離す。

六月二六日金曜日午後、本来ならこの先生方は学校の教室で子どもたちと居るはずなのに。なぜにこの様な「不公平委員会」の場に居なければいけないのか。

教職を奪い、人権を踏みにじった処分の側が何の痛みも感じていない。苦悩の果てに生命がけで処分したのではないのか。証人の返答の中で、「わかりません」「覚えていません」「校長の裁量で」というのがなんと多いことか。自分が職を奪った人を目の前にして記憶にないとは何ということ。

「公平委員会に来てみて下さい」との呼びかけに、好奇心でヒョコヒョコ出かけた私が収穫したものは大きく重い。知らないことが多すぎる。いや、知らされないことが多すぎ

傍聴記

小林証人語録 その分析

神戸・K

閉廷になり分庁舎から外に出ると、夏の明るい日差しがまぶしい。何事もない別世界の様に思う。道ゆく人々はこの現実を知っているのだろうか。

聞けばこの「不公平委員会」も二七回目とか。先生方の、勝利を目指した勇気ある忍耐

に脱帽。

この強さあっての、あのアウシュビッツ展での優しさなのかと納得。

次回からは、身近かな女性をさそって傍聴に行こうと思う。

この関係はしばらく続きそうである。私自身のためにも。

この時期、勤務時間の割り振りを巡って職員組合と交渉をし、決裂したそうだが。

小林 「決裂したとは聞いていない。話し合いの結果、十二月八日実施となった」

「二枚舌」―得意中の得意。特に傍点に注意。見事な修辞技術の結果、事実がひん曲っている。

小林元管理部長の証言は幾つかのパターンに分類できる。それをメモしてみた。以下証言を引用しながら、それに解説を付けて紹介をします。

「忘れぐせ」①―大切な事はいつもしっかりと「忘れて」いる。

無断職場離脱に関して―

従来から、組合執行委員は火曜日の午後は時間割のコマをあげておくという慣例について、過去数年の時間割表を基に弁護士に指摘されると、その表を指差しつつ、

小林 「他にも時間割のコマのあいている人がいるでしょう」

「すりかえ」②―この二人に特定できないでしょう、と言いたいらしいが。それでは尋問に答えていない。

△傍聴席△ もっと大きな声を出せよ。

小林 「大きな声は出されない……」

「被害妄想」①―自分が審理廷でいじめられていると思っているフシがある。

同じ日に市教委の者が数名軍手をはめて来校、教頭の机を職員室へ朝一番に運び入れたそうだが。

勤務時間の割り振りに関して―

八六年九月、始業式の日校長が休憩時間の変更を書いた紙を張り出す。職員からこの

小林 「いえ、昼からです」

「すりかえ」 「はぐらかし」①―大事な事実が質問の中にあるのに、すりかえて答える。

当時、執行委員は一言校長に断って出て行ったのではないか。

小林 「(そのような事実があったのを)校長から聞いている」「しかし、校長は『認めていない』と言っている」「『聞いていた』のと『認めていた』のとは違う。」「二枚舌」②―校長は執行委員の「言ってきます」の声に(心では泣きながら)手を

振って見送っていた、と言いたいのか。

なぜ授業など校務に支障の無い時に出て行ったらいけないのか。

小林 「授業が無かったら、どこにいてもいいものではないでしょう」

「すりかえ」③―組合活動の事を聞いている。

十二時近くなり、分銅弁護士尋問が終るや否や、

小林 「もう出ても宣しいでしょうか」

と、そそくさと一人退場する。まだ、次回の日時も決めていないのですよ、小林さん。

横柄で、鉄面皮ぶりを発揮する小林証人も、

9・9 市芦救援会第三回総会のご案内

この職場離脱の件について、両氏以外の職員にも周知徹底させたのか。

小林 「地公法にのってある」「そんな事は職員会議で校長が言わなくても、(職員が)肝に銘じている事でしよう」

「冗慢なおしゃべり」①―時折り、己の管理主義に合致する尋問に出会うと、急に口が軽くなり、「知識」を披露したがる。

△傍聴席△ 「ここで説教してやがる」

小林 「……」

審査長 「しゃべって下さい」

小林 「こんな言われ方したら冷静な判断が出来ない」「あんな事を言われたら、話す気がしない」「ボンボン」

「被害妄想」②―的確なヤジ、これが楽しいのだが、小林証人は急に黙り込む。そのために傍聴席も彼に協力して黙ってあげねば話し始めない。困った人です。

平素は、市芦反弾圧闘争・救援会活動に温かいご支援をいただき、ここに厚く御礼を申し上げます。

さて、一九八六年秋から強行された「松本教育改革」による市芦組合つぶし、市芦教育つぶしから四年経ちました。この間、九名もの教師が行政事務職員(指導員)として強制配転され、教師の首切りに等しい弾圧を受けてきました。

しかし、「教育改革」を許さぬ地域でのとりくみ、市内外の多くの労働者との連帯の輪は着実に広がり、多くの方々のご支援の下に、公平委審理において、次々と市教委の不当労働行為を明らかにし、追及してきています。

「松本教育改革」による生徒切り捨てを許さず、不当処分撤回闘争を一層強化していくべく、左記のとおり救援会の総会を開きますので、多くの方々のご参加をお願いします。

当日は、記念講演として、福岡市長尾小学校の井上先生をお招きしています。一九八八年春の卒業式をめくり、生徒達のゲルニカの旗がはずされ、「国歌斉唱拒否」を口実にした処分を受けられました。子供達との日々の出会い、表現、そして処分、教組・市民共に反弾圧闘争にとりくまれているお話を中心に、みんなで学び合ってゆければと思います。

なお当日は、市芦反弾圧四周年集会でもあり、未会員の方々の参加も広く訴えるものです。集会後に交流会も予定しています。

日時 九月九日(日)午後二時
場所 芦屋市民センター別館 音楽室
記念講演 「子供達の願いと共に」
講師 福岡市長尾小学校井上先生

※託児室も用意しています、ご利用下さい。

「松本教育改革」を

撃てへⅡ

市芦救援会事務局

芦屋における「松本教育改革」は、組合つぶしを背景として、従前の生徒の教育権保障のとりくみを一切圧殺してきた。それ故に教師処分は生徒処分切り捨てとしてあらわれている。教育長任期切れを目前にして、再任をかけてか、PTA組織内(?)の別動隊ともいえる「父親懇談会」なるものが組織され、なにやら塾の宣伝まがいのことを含めて、「松本教育改革」が喧伝されていると聞く。

「松本教育改革」は、徹底して「公教育の責務」を破壊してきた。入試における定員内大量不合格をくり返し、入学後も次々と退学に追い込む体制づくりに奔走してきた。生徒を「髪型・服装・言葉づかい」でしか「評価」しない限り、管理教育は際限なく生徒切り捨てをくり返す。「学校に行くのが楽しい」と、そんな子供をみて親が教師に心を開き、教師もその中にとびこんで、教師としての目

を点検しえた。そんな市芦を奪った松本教育長の再任を絶対に許すわけにはいかない!

芦屋教育を問う

第八回芦屋教育井戸端会議のご案内

芦屋の教育を考える市民の会・市芦救援会

前回は「今、芦屋の教育現場は」のテーマで、幼稚園から高校にいたる各現場での子ども姿を、現場の先生や親の目を通してとらえてみようとなりました。自分自身の子ども姿からとらえ返される幼稚園や小学校の現在が話されました。子どもから子ども時代を奪い、子どもを一人の人格としてではなく操作対象としかみない流れが強まっている中で、子どもが生きていける条件をどのようにみつめていけばいいか、戸惑うばかりです。

今回は、「子どもの権利条約を読む」をテーマに、特に学校における子どもの人権について考えてみたいと思います。宮村さんから話の糸口をほぐしてもらいます。

つい先日、県立高校「校門圧死(圧殺)事件」という痛ましい事件が引き起こされていますが、頭から血を流し、白いブラウスを真っ赤に染めて倒れている女の子の姿を擦り抜けて遅刻すまいと急ぐ同じ高校生の姿があったと伝えられています。女の子を死に至ら

しめた教師は、その直後試験の監督をしていたと言ったことです。

県教委の作った校則のモデル校と言われるこの高校の校長は、死者を前にして「もう一〇分早ければ」と生徒への教訓にしたと言います。学校の荒廃と言うのは、一人の人間の死を悼む感覚すら失うところまで教師や生徒を追い込んでいます。

福岡の中学では体罰として海岸に生徒を連れ出し、生き埋めにしたという事件も報道されています。

学校は社会の写し絵でもあります。芦屋の状況も読み込みながら「子どもの権利条約を読む」ことが出来ればいいと思います。ぜひ、お立ち寄りください。

とき 七月二日(土) 午後二時～四時半
ところ 芦屋市民センター 三〇三室
テーマ 「子どもの権利条約を読む」

各地のたたかいから

通信No四一号に続き、各地の争議の仲間の様子を紹介しておきます。

関西で争議の当該が少しづつ集まり、「関西争議交流会」をつくってもう一年が経ちます。この間、SSKの竹林さんが先日和解調印の運びとなるなど、いくつかの争議で勝利

をかちとっています。裁判闘争は司法の反動化の中で大変きびしい状況にあります。

その中でも、ねばり強く闘い続けた仲間の勝利は、私達の闘いを大きく励ましてくれます。今後ともしごとく反弾圧闘争を闘い続け、勝利をかちとるまでがんばりましょう。

奈良西局『日の丸』公平審で大勝利!

東灘局「解放研ニュース」No411より

近郷に痛打ノひよつとして追い風?

一九八六年元旦出発式で「日の丸」をひき降ろした「カド」で、減給六ヶ月の処分を食らっていた奈良西郵便局の増田さんに、六月六日、一通の文書が届いた。

人事院からの公平審結果判定書(判決)である。『減給六ヶ月の処分を、減給三ヶ月に修正する』というものである。

ここぞみなさんはどうお思いになるだろうか。『何んや、1-2に減っただけか』とか、『修正だけか』と思われるだろうか。

我々はこれを、大勝利と考える。何故なら、

「日の丸」をひき降ろして、その時、その「日の丸」が一部破損してしまったのに、処分修正を勝ち取ったということは、ものすごい意味のあることなのだ。昨年の昭和天皇の死去、そしてアキヒト天皇の即位式、大嘗祭を前に、こういう判定を引き出したことこそ、ものすごい勝利だと考えるのです。

更に言えば、教育現場に「日の丸」「君が代」の強制が吹き荒れる中での、反動化にくさびを打ち込む快挙と言っても、言い過ぎではない。

果敢に闘われてきた奈良西公平審

ふり返って、奈良西「日の丸」公平審は確かに果敢に闘われたし、当局側主尋問をことごとく打ち砕いて、内容的には完全に勝利していた。

同時に、背景証人も素晴らしい証言を勝ち取り、客観的には誰がみても勝利以外にないと考えられた。

しかし、現在の国家的な反動化情況や、新たな天皇制攻撃が強まっている中での判定は、決して楽観を許さないものがあつた。

結審から一年半、何んの音さたもなく、当事者や回りの者も『忘れられとるんとちがうか』とか、『大嘗祭が終わってから出るんとちがうか』とか言っていたぐらいである。

誰もが、結論は『処分を承認する』と考えていた、と言っても過言ではない。

しかし、処分修正を勝ち取った中身は、那須元局長が処分のための小細工をしすぎ、86元旦出発式が遅れてもいないのに、業務遅延を主張したからに他ならない。反動のおごりは、こうした軽はずみな失敗を招く。奈良西の勝利は、又、那須の敗北である。

身分不安定な官公庁臨時職員

國や自治体で働く正規外の臨時職員は、四十万人とも五十万人ともいわれている。そのほとんどが女性だが、法的地位が不明確なまま長期にわたつて働くされた場合、句、あっさり和解されるケースが次々と起つてゐる。大抵の場合、泣き寝入りするが、事情が、兵庫県でただ一人、和解撤回を求めて裁判で闘ひ続けている女性がいる。そのケースを例に臨職の立場の不安定さを探つてみた。

裁判闘争を続ける元兵庫県臨職

北田美智子さん



法廷闘争を続ける元県臨時職員
北田美智子さん＝神戸市兵庫区
の臨職問題を考える会事務所

北区の北田幸智子さん。一九七四年、兵庫県で所採用され、試験データ整理などを行が三年後、突然、北田さんの身は「日々解雇された。」

北田さん（右）は「解雇は不当」と、地労委に救済申し立てを行つたが棄却され、昨年十二月にはその取り消しを求めた神戸地裁での裁判でも敗訴した。しかし「民間を指導する立場にある自治体が、臨職を便に捨てにしているのではない」と控訴。現在も争っている。

とある程度の改善が見られた。解雇通告は、さらに団結を強めようと臨時職員労組を結成しようとした矢先のことだった。

このため北田さんは「解雇は不当」と、地労委に救済申し立てを行つたが棄却され、昨年十二月にはその取り消しを求めた神戸地裁での裁判でも敗訴した。しかし「民間を指導する立場にある自治体が、臨職を便に捨てにしているのではない」と控訴。現在も争っている。

兵庫県によらず、昨年八月

用職員」の一、日を定期として毎日更新を繰り返すといふもので臨時職員の一種、採用當時は日給千七百円で給料日も不定、ボナナスや交通費も支給されず、年休も生理休暇もなかった。この劣悪な待遇を改善しようと、北田さんら職工十数人は「連給会」をつくらせて交渉を開始。解雇時には日給が三千五百円になるなど、恒常的な仕事に雇用した場

北田さんの場合も、労基法適用以前のところで県が定めた条例が優先され「日々の雇用契約なので任期が切れると地位を失う」として、訴えが退けられた。

“使い捨て、解雇は不当

県例 日々雇用契約を優先

合、労働基準法によつて正当な理由がない限り解雇することとはできない」とする最高裁判例がでてゐるが、自治体などの場合、解雇撤回裁判を起こしてもほとんどが敗訴してゐる。

ほしい民間並み保障

とになっており、一方で公務員と見なされながら、公務員法には臨職に対する保護規定が、全くないため、その背景には、行革による正規職員の定数削減に、コストの安い臨職で対応しようとする施策があるという。

県人事課では「コスト抑制策」といわれるかもしれないが、仕事の性格からして正職を必要としないため、恒常的な補助的業務にも臨職を就ける」と説明。北田さん（つ

恒常的な仕事に臨時の職員をおく雇実態がおかしい。自治体など公権力行使を優先するような司法のあり方も、問い直されるべきだと話している。

なお北田さんは、これまで
の闘争経過を記した「インフ
レット」なんて首刷るんや、
気い良う働いとんのに」（八百
円）をのぼと発行した。問
い合わせは北田さん（07
8・5061・9754）へ。

件についても「制度として日々雇用の最長任期は一年と決められていたため、それに従っただけ」とそれ以前のあいまいな雇用関係を正したにすぎない点を強調した。

これに対して北田さんは「この臨職の扱いは『女は男の補助労働でいい』という思想が、見え隠れする。最低でも民間並みに身分を保障すべきだ」と主張する。また、労働・行政事件に詳しい分銅一臣弁護士は「労働者保護の観点からすると、法的な保護規

神戸新聞 1980年6月29日

「期限付き雇用」の解約

明確な合意が必要

最高裁初判断

神戶弘陵高専任講師 逆転勝訴、差し戻し

私立神戸弘誠学園高校（神戸市、濱田弘利理事長）との専任講師契約を、期間満了を理由に一年で打ち切られた同市中央区能内町、浅野充さん（三〇）が、同学園に地位確認などを求めた訴訟の上告審判決が五日、最高裁第三小法廷であった。

自家営む裁判長は「労働者の適性を判断する目的で設けた雇用期限は、期間満了で契約が終了する、との双方の明確な合意がある場合を除き、契約期間ではなく試用期間」と期限付き契約を限定的に解釈する初判断を示した。その上で「本件雇用契約が一年間を終了すると明確な合意があったとするには、相当の疑問が残る」として、期間満了による雇用打ち切りを認めた。

二審・大阪高等裁判決を破棄
審理を同高裁に差し戻した
一、二審判決によると、淺
野さんは昭和五十九年四月、
社会科担当専任講師として採
用され、同年五月に一年間の
期限付き職員契約を結んだ
ところが翌六十年三月、同

期採用の他の専任講師十九人は全員、教諭として再雇用されたにもかかわらず、浅野さんだけは一年間の期間満了を理由に雇用契約終了を通告された。

浅野さんの提訴に対し一番・神戸地裁、二番・大阪高裁は、いずれも期間付き契約の成立を認め、請求を棄却した。

その上で面接の際、学校側が「一年間の勤務状況を見て、判断するためである時は、期間満了による契約終了について明確な合意が当事者間に成立しているなど、特設の事情がない限り、試用期間と解するのが相当、試用期間付き雇用契約の解約には客観的、合理的な理由が必要」との見解を示した。

この日の判決で貞家裁判長は「新規採用に当たり雇用契約期間を設けた趣旨・目的が、(一)審判決が認定したように(労働者の適性を評価・再雇用について判定する」と説明したことや、淺野さんに雇用継続についての期待があったことなどを指摘。

「契約に特段の事情を認

要聞を出すつもりだ。

安易な契約に警鐘

鴻野さんの弁護団の話 最近、学校では解雇を容易にするために、一年間の期限付き契約を結ぶケースが多い。安易な期限付き契約を戒め、た今回の判決は評価でき、産業界にも影響を与えるだろう。

「コメントできない
神戸弘陵学園理事・深沢
幸夫校長の話。最高裁で大
阪高裁に差し戻すという判
決が出たことは聞いたが、
判決文を読んでいるので
いま申し上げるとは少な
い。」

1990年(平成2年) 5月26日 (土曜日)

宣言

宣言

転勤拒否社員
解雇は正当

神戸地裁判決

大手書籍販売会社「ブックローン」(本社・神戸市

箱崎さんは組合を通じて会社側に苦情を申し立て、ストライキを行ったが、会社側は「業務上の命令に従わなかった」として、同年六月二日付で懲戒解雇した。

お母さんそんな会社やめ！
箱崎てる代

解雇当時、子供は娘が七歳、息子が四歳でしたので理解できない事から、解雇問題は言わないで済みました。しかし、新聞ラジオ等で何回も名前が出る事からも、他から耳に入る

「お母さん、そんな会社辞め！」

今でも耳に残っている声です。辞めてすむなら私も夫のアルバイトによる不安定で、朝も早く、夜は皆との組合活動で、すれちがいも

多岐な生活、夫共々辞めて他の会社に勤めたいと思ったことは何度もあります。しかし、今辞めたのでは、ブックローンで今まで余儀なく中途退職されてきた人達と同じ残念なことに終わり、子供を二人生み育てて勤め続けてきた事の意味が無くなってしまい、又、そんな調子では何処の会社に行っても同じ事と思

ブックローン労組機関紙「季節風」より

活動日誌へ抜粋 90.6.17~7.16

- 6・19 法対会議。
- 20 解放同盟芦屋支部結成二〇周年レセプションに参加。
- 21 東灘郵便解放研公平審傍聴。
- 22 第二七回公開口頭審理。大阪府高教組(日教組)と交流。
- 23 兵学労定期大会で支援要請アピール。民衆フォーラムに参加。伊丹教組教育講演会(李さんが講師)に参加。
- 26 芦教組山手小学校分会と交流。
- 28 アウシュビッツ市民の会に参加。
- 30 兵高教阪神支部第二回総会に参加。'90プレ全交集会に参加。
- 7・5 通信No.42発送。
- 6 西宮西高校職員と麦の家(保護者を含む)の話し合いに参加。
- 7 事務局会議。アウシュビッツ市民の会に参加。
- 9 同盟の差別事象に関する対市行政話し合いに参加。
- 11 麦の家運営委に参加。
- 12 事務局会議。
- 13 「伊丹市での朝鮮人差別を考える会」の対市交渉に参加。
- 14 アウシュビッツ市民の会に参加。
- 15 「原爆絵画展」・講演会に参加。
- 16 法対会議。